

# 山形県教員「指標」の一部改正について

教育公務員特例法に基づき規定している標記「指標」において、養護教諭用A（12項目）、栄養教諭用A（5項目）、幼稚園教諭用A（7項目）の計24項目について、形式的な語句の整理をするもの。

## 1 山形県教員「指標」について

- 平成29年4月に施行された改正教育公務員特例法に基づき、文部科学大臣が定める「指針」を踏まえ、山形県教育委員会が、本県教員が身に付ける資質・能力を明確化し、研修計画を策定する際に踏まえるべきものとして、平成30年1月に策定した。

(同法等の改正により「指針」が改正されたことなどを踏まえ、令和5年3月に一部改正している。)

## 2 山形県教員「指標」の一部改正について

- 養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭における教職の実践に関する資質・能力指標（A）（以下、養護教諭用A、栄養教諭用A、幼稚園教諭用Aという。）を一部改正することとする。

(養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭における教職の素養に関する資質・能力指標（B）については、教諭用と共通であり、令和5年3月に改正しているため、改正しない。)

## 3 改正の概要について

- 養護教諭及び栄養教諭については、他の教諭等とは異なる専門性を有していることから、文部科学省の調査研究協力者会議でその資質能力の向上等に関する議論が進められ、令和5年7月に標準的な職務の内容等が通知された。
- 上記通知を踏まえ、養護教諭用A、栄養教諭用Aについて語句を整理するもの。  
(新たに求められる資質・能力など実質的な変更はない。)
- 併せて、令和5年3月に改正した教諭用Aとの整合性を図るため、幼稚園教諭用Aとともに語句を整理するもの。
- 養護教諭用A（12項目）、栄養教諭用A（5項目）、幼稚園教諭用A（7項目）の計24項目を改正するもの。

※ 改正箇所については、資料3（新旧対照表）を参照。

※ 改正箇所に係る根拠の整理は参考資料を参照。

## 4 今後の予定

山形県教員資質向上協議会（書面開催）	～2月中旬
パブリックコメントの実施	2月下旬～3月中旬
教育委員会による山形県教員「指標」の決定	3月27日（水）